

# よんきゅう（国道49号）だより

～特殊車両の取締りを実施しました～



令和5年6月

開始前の説明の様子



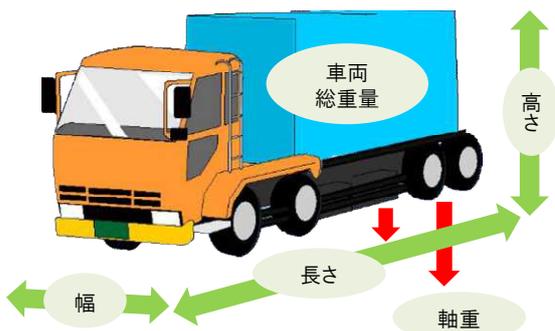
2023  
6.19

## 違反車両を取締り！

令和5年度1回目となる特殊車両の取締りを、猪苗代車両検測所(国道49号)にて実施しました。例年通り、猪苗代警察署ご協力のもと、無事に終了する事ができました。

特殊車両とは、下表の限度を1つでも超える車両をいいます。道路は一定の規格の車両が通行できるようになっており、規格を超えている車両の通行は道路の劣化を早めるだけでなく、周辺住民への振動・騒音や交通安全上の問題を生じさせます。そのため特殊車両は、道路管理者からの通行許可もしくは特殊車両通行確認制度に基づく経路の確認が必要となります。特殊車両の取締りでは、無許可等の違反車両に対して、指導・警告を行っています。

下表の限度を「1つでも」超える車両は、「**特殊車両通行許可**」もしくは「**特殊車両通行確認**」が必要です。



許可済みや経路確認済みの場合でも、**定められた条件のもと**でないと道路を通行することができません。(経路違反・連結違反・許可証不携帯・回答書の提示など)

	道路の構造による限度(車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で <b>12m</b> ※トレーラー等連結車はほとんどがこれを越えます。
幅	積載状態で <b>2.5m</b>
高さ	積載状態で <b>3.8m</b> (一部道路では4.1m)※
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で <b>20t</b> (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)※
軸重	積載状態で最大 <b>10t</b>

※国道49号は一部道路に該当します。  
その他 隣接軸重や最小回転半径等の制限があります。

取締りの様子



今回の取締りでは4台を計測し、その結果3台の違反車両(通行条件違反1台、無許可2台)が見受けられました。違反車両に対しては、指導・警告を行い、通行許可の取得を促しました。道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度及び特殊車両通行確認制度の普及啓発を行うため、今後もこうした指導取締りを実施していきます。



国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 会津若松出張所

〒966-0802 福島県会津若松市町北町大字始字北台105 TEL 0242-23-1241 FAX 0242-23-1246

ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/aizu.html>